



累動千葉

國鐵千葉動力車勞動組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936番
(八) 千葉 (22) 7207番

90.10.4 No. 3289

JR貨物 =より一層の労働強化=

「準備時間」の削減反対

乗務後の「準備時間」は二十五分～六十分まで五分きざみの八区分であるところが、今回新たに、「十五分・二十分」を加え、合計十区分にする。

労働強化による
準備時間の削減を意図
している。

物は「乗務員がたりないなどといいつつ、われわれの要求を受入ないでいた。それどころか今回、より改悪された提案を行つたことを許すことはできない。貨物職場の労働条件の改善にむけて全力で闘おう。

JR貨物は九月十一日
「就業規則の一部改正」
と称した動力車乗務員の
勤務の改悪を提案した。

間」は、従来は「行先地の準備時間から、一律、乗り継ぎ・便乗の時は十分減、出入区担当の時は

労働時間の削減ねらう

長時間、深夜乗務の連結
ロングラン、一人乗務の
貨物列車乗務を改善しろ

発前四十五分、着後二十五分が指定されているが、この着後の部分から削る。

を、到着は「行先地の準備時間」を、発車は「行先地の準備時間から十分減」と変えた。
③つまり到着～乗務終

これによつて労働時間は、同じ仕業でも少なくとも着後の準備時間の削減分は減少する。しかも現在「超勤前提の交番」

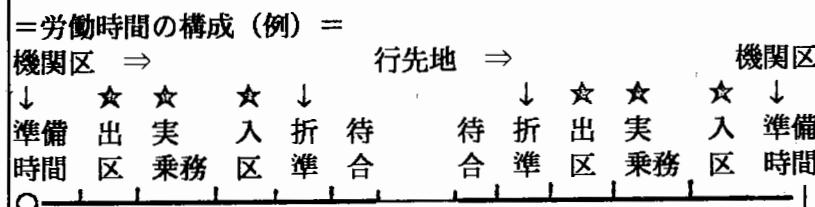
※ 就業規則の改悪点 二重のアンダーライン部分

○ 第88条第1項

準備時間は、1勤務の乗務前又は乗務後における準備若しくは整理のための時間とし、次の各号に定める積算要素を作業の実体に応じて算定のうえ、積算合計時分を5分単位に切り上げ、15分、20分、25分、30分、35分、40分、45分、50分、55分、60分の10区分のうちから運用表に指定する。なお、60分を超えて特に設ける必要がある場合は、その必要な時間を加算する。

○ 第89条第1項

1 勤務の中間において乗務のため列車を待合せる場合、到着後は行先地における運転区所の準備時間まで、発車前は行先地における運転区所の準備時間から10分を減じた時間までを折返し準備時間とし、運用表に指定する。ただし、第86条第1号ただし書きに該当する時間を除く。



- ※ 折準は「折り返し準備時間」のこと。
 - ※ 待合は「待ち合わせ時間」のこと、行先地で折準と折準の間が1時間以上6時間までは一時間だけを労働時間に繰り入れる、それ以外は「すて時間（労働時間外）」となる。
 - ※ 上の↓の部分が今回削減対象となる時間
 - ※ ☆が乗務、この時間に変更なくとも労働時間が減ることになる